

5-66 側方灯

5-66-1 装備要件

次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。（保安基準第35条の2第1項）

- ① 長さが6mを超える普通自動車
- ② 長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車
- ③ 長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車
- ④ ポール・トレーラ

5-66-2 性能要件

5-66-2-1 視認等による審査

(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第35条の2第2項関係、細目告示第204条第1項関係）

- ① 側方灯は、夜間側方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、光源が3W以上30W以下で照明部の大きさが10cm²以上であり、かつ、その機能が正常である側方灯は、この基準に適合するものとする。
- ② 側方灯の灯光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であって尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であつてもよい。
- ③ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- ④ 長さ6m以下の自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より前方向30°の平面及び後方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- ⑤ 側方灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

(2) 次に掲げる側方灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第204条第2項関係）

- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯

5-66-2-2 テスタ等による審査

(1) 5-66-2-1(1)②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規

定に適合するものとする。

- (2) 5-66-2-1(1)②のただし書の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-66-3 取付要件（視認等による審査）

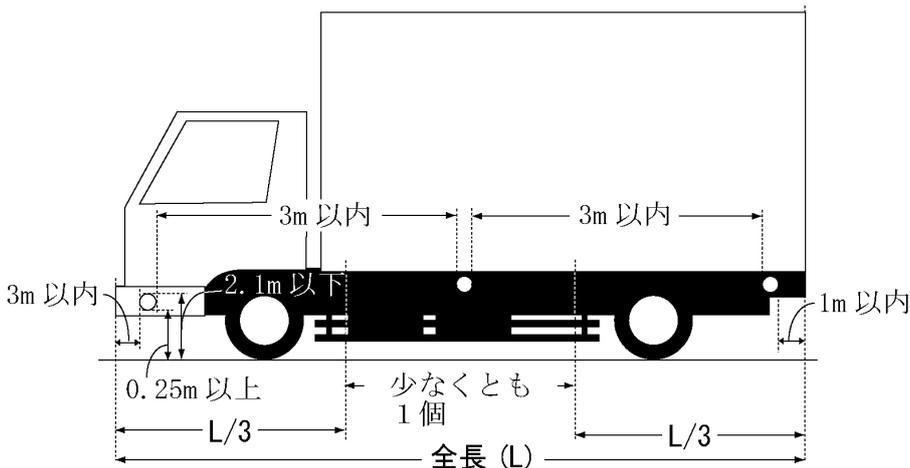
- (1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第35条の2第3項関係）

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第204条第3項関係）

- ① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- ② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。
- ③ 長さ6mを超える自動車（⑧に規定する自動車を除く。）に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる4m以内の位置）となるよう取り付けられていること。
- ④ 長さ6mを超える自動車（⑧に規定する自動車を除く。）に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるよう取り付けられていること。
- ⑤ 長さ6mを超える自動車（⑧に規定する自動車を除く。）に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるよう取り付けられていること。
- ⑥ 長さ6mを超える自動車（⑧に規定する自動車を除く。）に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるよう取り付けられていること。

長さが6mを超える自動車

（参考図）

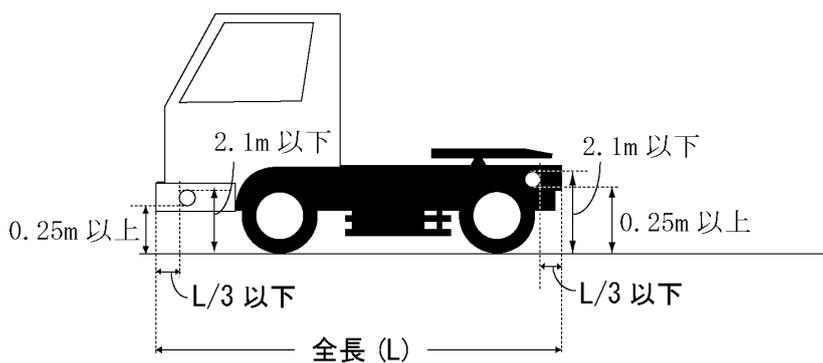


(編注：前後の側方灯の内側が基点となる。)

- ⑦ 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあってはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方灯であって、その自動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取り付けることができないものは、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように、また、後部に備える場合にあってはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように前部又は後部に取り付けられていること。

長さが6m以下の自動車

(参考図)



- ⑧ 長さが6mを超え7m以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車に限る。）の両側面に備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるように、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部

及び後部に取り付けられなければならない。

- ⑨ 側方灯は、5-68-3(1)①の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器（以下5-66-3(1)において「方向指示器等」という。）と兼用の側方灯にあつては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、5-79-3の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）にあつては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。
- ⑩ 方向指示器等と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。
- ⑪ 側方灯の直射光又は反射光は、当該側方灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑫ その灯光の色が赤色である側方灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。
- ⑬ 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-66-2-1(1)（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、5-66-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（側方灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、5-66-2-1(1)③及び④の基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が5-79-2-1(1)③表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-66-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- (2) 次に掲げる側方灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第204条第4項関係）
- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯

5-66-4 適用関係の整理

4-66-4の規定を適用する。